

【意見募集(素案)】

別紙

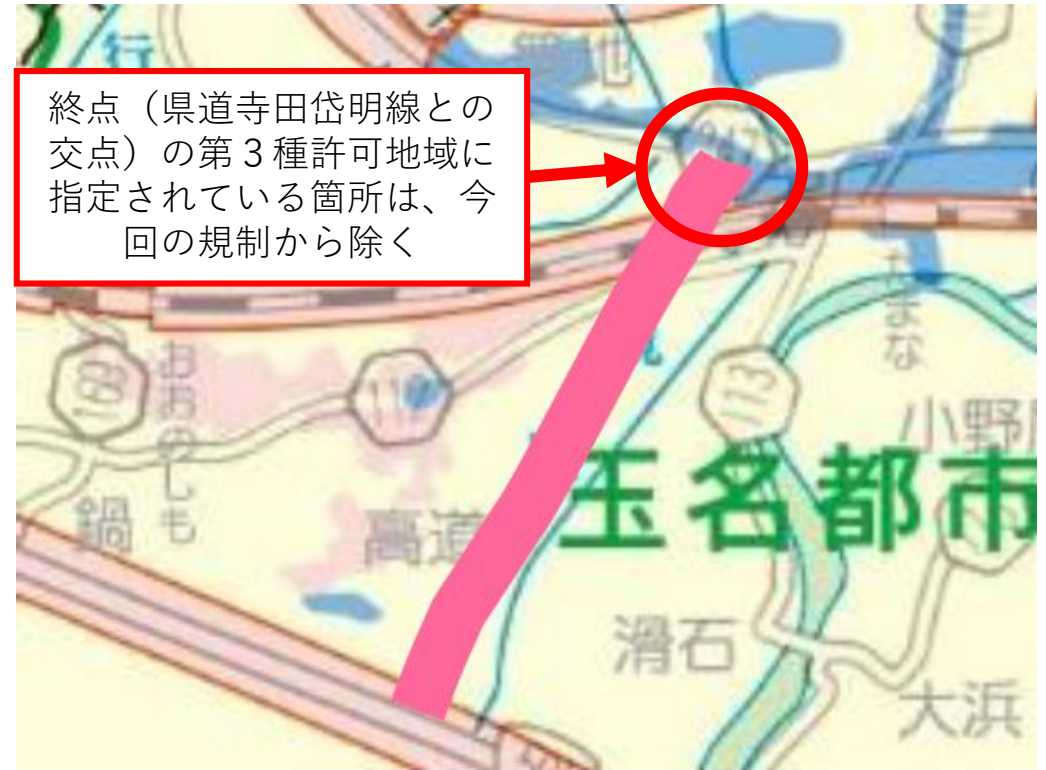
道路及びその沿線の屋外広告物規制について(素案)

都市計画道路岱明玉名線の規制地域の指定



【指定の理由】

「玉名市景観計画」改定し、都市計画道路岱明玉名線を特定施設届出地区に指定したことに伴い、屋外広告物の規制を強化するもの。

1-1. 指定案(熊本県屋外広告物規制概要図に基づく概要図)



終点（県道寺田岱明線との
 交点）の第3種許可地域に
 指定されている箇所は、今
 回の規制から除く

凡	例
禁止Ⅲ	 
許可Ⅱ	 
許可Ⅲ	 

(指定の概要)
 「玉名市景観計画（令和5年4月1日施行）」改定により、都市計画道路岱明玉名線を特定施設届出地区に指定したことに伴い、当該路線沿線の田園風景を保全したいという玉名市からの要望に基づき、路端から100mを第3種禁止地域に指定する。
 但し、終点（県道寺田岱明線との交点）で、第3種許可地域に指定されている箇所については、今回の規制の指定から除く。

1-2. 指定案(玉名市都市計画マップに基づく概要図)



(指定のポイント)

終点（県道寺田岱明線との交点）の第3種許可地域に指定されている箇所は（都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（終点については、準工業地域に指定されている））、今回の規制から除く。

2. 指定案(規制指定案)

【変更前】

路線名	規制地域	始点	終点	区域の範囲	関係市町村
—	—	—	—	—	—

【変更後】

路線名	規制地域	始点	終点	区域の範囲	関係市町村
市道岱明玉名線	第3種禁止地域	国道501号との交点 (玉名市岱明町高道地内)	県道寺田岱明線との交点 (玉名市岱明町野口地内)	路端から100メートル以内 (但し、近隣商業地域、商業地 域、準工業地域及び工業地域を 除く。)	玉名市

3. 指定の効果(第2種許可地域→第3種禁止地域)

【総量規制】	(変更前)	(変更後)
	第2種許可地域	第3種禁止地域
一般広告物	○ (100㎡以内)	× (-)
自家用広告物	○ (100㎡以内)	○ (50㎡以内)

【個別基準】	(変更前)	(変更後)
	第2種許可地域	第3種禁止地域
建植広告 (広告塔、広告 板等)	高さ : 5m以下 1表示面 : 20㎡以内	高さ : 5m以下 1表示面 : 15㎡以内
	高さ : 5m超、13m以下 1表示面 : 15㎡以内	高さ : 5m超、10m以下 1表示面 : 10㎡以内
屋上広告	広告物の高さ:地上から広告物設置地点までの 高さの1/3以下 地上からの広告物の上端までの高さ :52m以下	広告物の高さ:地上から広告物設置地点までの 高さの1/3以下 地上からの広告物の上端までの高さ :52m以下
屋根面広告	1屋根面の1/2以内	×
壁面広告	1壁面の1/2以内	1壁面の1/3以内